

## 第4章 P R T Rの実施に際しての課題の検討

平成13年度から実施されるP R T R法に基づくP R T R制度の実施及びその準備に向けて、今年度のP R T Rパイロット事業の実施の結果明らかになった課題をまとめる。

### (1) P R T R制度の普及

全体として様式1の報告率は昨年度より向上したものの、依然として化学物質を取り扱っていると思われる業種においても回答のない事業所が少なくなく、また、アンケート調査及びヒアリング調査の結果、P R T R法及びP R T R制度についてよく知らないと回答した事業所が未だ多い。パイロット事業では調査対象事業所に対し調査資料を送付しているが、法に基づくP R T Rでは事業者が対象事業者であるかどうかを自ら判断して届け出なければならないので、円滑かつ的確な法の施行のために事業者への周知は不可欠である。

また、同時に、P R T Rについての適切な理解とその活用について、国民に対しても普及・啓発を進めていく必要がある。

なお、法に基づくP R T Rは、これまでのパイロット事業と、対象物質、対象事業者や届出方法などが異なることとなるので、パイロット事業参加事業所に対して、法に基づくP R T Rの実施の際に誤解のないように周知していくことも必要である。

### (2) 中小規模事業所への周知及び支援

今年度も昨年度までと同様に中小事業所からの報告率が低かった。

中小事業所では、P R T R法について何も知らないと答えた事業所の割合が高かったことから、これらの事業所がP R T Rを適切に実施できるように、P R T Rの趣旨と内容について理解を得るための周知の徹底を図る必要がある。

また、中小事業所では、排出量・移動量の算出作業を実施するために必要な知識を有している従業員が不足しており、算出作業を思うように進めることができないと回答した例が見受けられる。このような中小事業所においても排出量・移動量の把握を容易に実施できるよう、排出係数の整備や簡便なマニュアルの提供、P R T R実施に関する相談窓口の設置、作業の省力化のため算出作業をパソコンで行うソフトの利用といった支援方策について検討する必要がある。

### (3) 事業者による排出量及び移動量の把握及び報告

法に基づくM S D Sの施行前であり、必ずM S D Sが入手できるような状況ではない中での調査であったため、化学物質の成分情報の把握に苦慮している事業所が多く見られ、また、そのことが報告の精度に大きな影響を与えていると考えられる。M S D Sの交付が義務化されれば、成分情報の把握が容易になるとともに、報告精度が高まることが期待される。

今年度は排出量推計マニュアルの内容についてアンケートで詳しく意見を聞いたが、それを踏まえて内容をよりわかりやすく、かつ使いやすくするとともに、物質に関する情報、排出係数、その他算出に必要な情報の整備を進め、マニュアルを使用して算出する場合の精度を高めていくことが必要である。Q & Aについては知りたい項目がなかったという事業所があったので、可能な限り必要とされる情報を追加していく必要がある。

記入ミスをした事業所は今年度も多数見られ、また、ヒアリング調査の際の報告データの検証において、算出作業における誤りが発見された事例がよく見られた。さらに、データ集計の際のチェックにおいて、自治体や事業所とのやり取りが行われ、報告内容の修正が随時行われた。事業者や自治体において報告内容を確認しつつ、データの集積を行っていくことによって、年々報告精度が向上していくことが期待される。多数の事業所で見られた同様な誤りについては、記入要領やマニュアルに掲載するなど他の事業者に対する注意喚起が必要である。

また、事業所が記入する業種名と主要製造品等から想定される実際の業種とが一致しないケースが今年度も多く見られたが、自治体が業種のチェックをより確実に行えるよう、業種の特定方法を周知するとともに経験を蓄積していく必要がある。さらに、事業者に対しても説明会等における周知や問い合わせ対応を実施していかなくてはならない。

#### (4) 非点源排出量の推計

非点源排出量については、ほぼ昨年度と同様のカテゴリーを対象に、推計方法を検討、改善しつつ、推計を行ったが、推計に必要な実測データや情報等が十分に得られなかったため、精度の大きな改善は見られなかった。裾切り未満の事業所からの排出量はサンプルのばらつきが大きいので、さらなるデータの蓄積や推計方法の検討が必要であると考えられる。

P R T R法に基づくP R T R制度においては、環境庁及び通商産業省において関係行政機関の協力を得て、届出対象以外の排出量を算出することとされており、今後、さらに必要な情報を収集し、あるいは必要な実測データを測定により集めるなどにより、精度の向上に努める必要がある。

#### (5) 集計・公表

今年度は、対象地域や対象事業所数が昨年より大きく増加したことにより、地域別の集計が増え、また各業種別の集計を行うことができたが、その一方で報告書のページ数が増大した。正確かつ詳細な情報の提供を進めつつ、国民にとって、より分かりやすく集計し公表する方法について検討する必要がある。また、P R T R結果の公表と併せて、化学物質の毒性情報等関連する情報が提供できるよう、準備を進める必要がある。

企業秘密については、P R T R法の営業秘密の定義を知らない事業者が多く

(79%) また、報告した物質の中にこの定義に該当するものがあるとした事業者の割合(8%)も米国等の例(1%以下)に比して多かった。P R T Rの趣旨が損なわれることのないよう、P R T R法における営業秘密の定義、その保護の趣旨等について正しく理解されるよう周知することが今後必要である。

これまでのパイロット事業では、個別事業所のデータは公表せず、また個別の事業所が特定できないよう4件未満の報告数を伏せてきたが、P R T R法では個別事業所のデータが請求に応じて開示されることから、営業秘密の保護の制度趣旨等と併せて、請求開示方式についての事業者の理解を深めていく必要がある。

#### (6) データの活用

P R T Rで得られる排出量等のデータは、国民、事業者及び行政がそれぞれの立場から利用できる貴重な情報源である。それぞれの立場でのデータの有効活用方策について、法に基づく集計・公表が行われるまでに十分検討していくことが重要である。